

〔定期積金〈共通〉取扱内容〕

●税 金／

2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる給付補填金(お利息)には、20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が課税されます。ただし、マル優はご利用になれません。

●中途解約／

お客さまのやむを得ない事情により満期日前にご解約なさる場合は、当金庫所定の中途解約(期限前解約)利率が適用となります。※

●その他／

- ・本定期積金は、預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。
- ・掛け込みが遅延した場合、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰り延べない場合は、ご契約時の利回りの割合による利息を差し引かせていただきます。
- ・本支店出張所の店頭で説明書をご用意しております。

※当金庫ホームページに規定集-預金関連のページがございますので、関連する規定をご確認ください。

くわしくは、お近くの旭川信用金庫本支店窓口または担当者へお気軽にお問合せください。

〔スーパー定期〈共通〉取扱内容〕

●税 金／

2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には、20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金が課税されます。ただし、マル優をご利用の場合を除きます。

●中途解約／

お客さまのやむを得ない事情により満期日前にご解約なさる場合は、当金庫所定の中途解約(期限前解約)利率が適用となります。※

●その他／

- ・本定期預金は、預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。
- ・本支店出張所の店頭で説明書をご用意しております。

※当金庫ホームページに規定集-預金関連のページがございますので、関連する規定をご確認ください。

くわしくは、お近くの旭川信用金庫本支店窓口または担当者へお気軽にお問合せください。

お願い (共通)

旭川信用金庫に初めてご預金をなさるお客さまは、法令等に基づく事項について、お取引時に運転免許証・健康保険証などのご本人さまを確認させていただく書類が必要となります。また、犯罪収益移転防止法の改正により、新たに口座を開設する場合等、取引を行う目的やお客さまの職業等を確認させていただくことがございます。過去に確認させていただいたお客さまにつきましても、取引の目的や職業等を確認させていただく場合や、再度確認書類のご提示をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。